

岡山県動物愛護推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の規定に基づき、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議等を行うため、岡山県動物愛護推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 動物愛護推進員の委嘱の推進に関すること
- 二 動物愛護推進員の活動支援に関すること
- 三 動物の適正飼養及び愛護関係事業への協力
- 四 その他前各号の目的を達成するために必要な事務

(組織)

第3条 協議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 獣医師団体
- 三 動物愛護団体
- 四 関係行政団体
- 五 その他知事が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長等)

第5条 協議会には、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 4 副座長は、委員のうちから座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときには、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、座長が招集し、議長となる。

2 座長が会議を開催するいとまがないと認めるとき又はやむを得ない事情があると認めるときは、持ち回りの方法により議事及び決議を行うことができる。

(関係者の出席要請等)

第7条 座長は、協議会が必要と認めるときは、関係者に対し、会議への出席を要請し、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、岡山県動物愛護センターにおいて行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月16日から施行する。